

令和5年第4回

# 八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

## 目 次

|        |                                                      |       |
|--------|------------------------------------------------------|-------|
| 議案第1号  | 八千代市空家等の適切な管理に関する条例及び八千代市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について | 1 頁   |
| 議案第2号  | 八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                        | 3 頁   |
| 議案第3号  | 令和5年度八千代市一般会計補正予算（第8号）                               | 9 頁   |
| 議案第4号  | 令和5年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                       | 9 頁   |
| 議案第5号  | 令和5年度八千代市水道事業会計補正予算（第2号）                             | 9 頁   |
| 議案第6号  | 令和5年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第2号）                          | 9 頁   |
| 議案第7号  | 契約の締結について<br>（みどりが丘小学校分離新設校建設事業）                     | 1 1 頁 |
| 議案第8号  | 財産の無償譲渡について<br>（旧八千代市市民活動サポートセンター）                   | 1 3 頁 |
| 議案第9号  | 財産の取得について<br>（八千代市営霊園合葬式墓地納骨壇）                       | 1 5 頁 |
| 議案第10号 | 路線の変更について                                            | 1 7 頁 |
| 議案第11号 | 路線の認定について                                            | 1 9 頁 |
| 議案第12号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について                                 | 2 1 頁 |
| 議案第13号 | 教育委員会委員の任命について                                       | 2 3 頁 |

## 議案第 1 号

八千代市空家等の適切な管理に関する条例及び八千代市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市空家等の適切な管理に関する条例及び八千代市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市空家等の適切な管理に関する条例及び八千代市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

(八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 八千代市空家等の適切な管理に関する条例（平成 2 6 年八千代市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 6 条中「第 1 4 条第 3 項」を「第 2 2 条第 3 項」に改める。

第 7 条中「立入調査」を「報告又は立入調査」に改める。

(八千代市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 2 条 八千代市空家等対策協議会条例（令和 2 年八千代市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例を改正したい。

## 議案第 2 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 8 条の 2」を「第 2 8 条の 3」に改める。

第 1 1 条の 3 中「及び第 2 2 条の 3」を「，第 2 2 条の 3 及び第 2 2 条の 4」に改め，同条第 2 号エ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「，第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に，「及び」を「並びに」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に，「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 1 8 条の 2 中「及び第 2 2 条の 3」を「，第 2 2 条の 3 及び第 2 2 条の 4」に改め，同条第 2 号イ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「，第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 1 8 条の 1 1 中「（第 2 2 条）」の次に「及び第 2 2 条の 4」を加え，同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 2 1 条第 1 項中「減少し，又は」を「減少し，若しくは」に改め，「）となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え，「若しくは減少した場合」を「又は減少した場合」に改め，「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り，「又は第 1 8 条の 1 2」を「若しくは第 1 8 条の 1 2」に，「第 2 2 条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 2 項若しくは第 3 項

の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「次条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額，第22条の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第22条の3第3項（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から次条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額，第22条の4第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。））」に，「）又は1世帯」を「）若しくは1世帯」に，「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に改め，同条第2項中「又は第18条の12」を「若しくは第18条の12」に，「第22条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「次条第1項各号に定める額，第22条の3第1項に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第22条の3第3項に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から次条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額，第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号」に改める。

第22条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に，「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第22条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第22条の4 当該年度において，世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）

がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の3又は第18条の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の12」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額

(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の3又は第18条の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の12」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

第28条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第28条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第22条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和5年度分の国民健康保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 3 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 4 号 令和 5 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 5 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 号 令和 5 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

## 議案第7号

### 契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和5年11月28日提出

八千代市長 服部友則

### 記

- |   |        |                                                                                                                                                                                                      |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約事項   | みどりが丘小学校分離新設校建設事業                                                                                                                                                                                    |
| 2 | 契約方法   | 総合評価一般競争入札                                                                                                                                                                                           |
| 3 | 契約金額   | 4,427,500,000円                                                                                                                                                                                       |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷組・住友林業・楠山設計特定建設工事共同企業体<br>構成員 東京都新宿区津久戸町2番1号<br>(代表者) 株式会社熊谷組 首都圏支店<br>専務執行役員 支店長 大野雅紀<br>構成員 東京都千代田区大手町一丁目3番2号<br>住友林業株式会社<br>代表取締役 光吉敏郎<br>構成員 東京都千代田区神田小川町三丁目20番地<br>株式会社楠山設計<br>代表取締役 久寿米木 康 宣 |

### 提案理由

みどりが丘小学校分離新設校建設事業について、熊谷組・住友林業・楠山設計特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

## 議案第 8 号

財産の無償譲渡について

市は、次の財産を無償で譲渡する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

### 記

#### 1 無償譲渡をする財産

- (1) 種 類 建物
- (2) 名 称 旧八千代市市民活動サポートセンター
- (3) 所 在 地 八千代市ゆりのき台五丁目 3 0 番地 6
- (4) 構 造 鉄骨造 2 階建て
- (5) 延床面積 2 4 1 . 1 平方メートル
- (6) 建 築 年 平成 1 8 年

#### 2 無償譲渡の相手方 八千代市大和田新田 3 1 2 番地の 5

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

会長 綱 島 照 雄

#### 3 無償譲渡をする日 令和 6 年 1 月 1 0 日

### 提案理由

旧八千代市市民活動サポートセンターを地域の居場所づくり事業の用途に供するため、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会に無償で譲渡いたしたい。

議案第 9 号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- |   |        |                                                              |
|---|--------|--------------------------------------------------------------|
| 1 | 財産の種類  | 八千代市営霊園合葬式墓地納骨壇                                              |
| 2 | 取得方法   | 一般競争入札                                                       |
| 3 | 取得金額   | 16,045,700円                                                  |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都千代田区大手町一丁目7番2号 東京サンケイビル22階<br>株式会社UACJ金属加工<br>取締役社長 川 瀬 修 |

提案理由

八千代市営霊園合葬式墓地納骨壇を、株式会社UACJ金属加工から取得いたしたい。

議案第10号

路線の変更について

市は、次のとおり路線を変更する。

令和5年11月28日提出

八千代市長 服部友則

記

1 変更前

| 整理番号   | 路線名            | 起点<br>(地番地先)        | 終点<br>(地番地先)         | 重要な経過地<br>(地番地先) | 備考 |
|--------|----------------|---------------------|----------------------|------------------|----|
| 400023 | 大和田新田<br>128号線 | 大和田新田字貞光寺野<br>948番1 | 大和田新田字ヲイノ作<br>917番20 |                  |    |
| 400269 | 大和田新田<br>333号線 | 大和田新田字八幡藪<br>974番1  | 大和田新田字貞光寺野<br>952番1  |                  |    |

2 変更後

| 整理番号   | 路線名            | 起点<br>(地番地先)        | 終点<br>(地番地先)         | 重要な経過地<br>(地番地先) | 備考 |
|--------|----------------|---------------------|----------------------|------------------|----|
| 400023 | 大和田新田<br>128号線 | 大和田新田字貞光寺野<br>952番1 | 大和田新田字ヲイノ作<br>917番20 |                  |    |
| 400269 | 大和田新田<br>333号線 | 大和田新田字八幡藪<br>966番23 | 大和田新田字貞光寺野<br>948番12 |                  |    |

提案理由

都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線の整備に伴い、市道路線の起点及び終点を変更いたしたい。

議案第 1 1 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

| 整理<br>番号 | 路線名            | 起<br>点<br>(地番地先)     | 終<br>点<br>(地番地先)      | 重要な経過地<br>(地番地先) | 備考 |
|----------|----------------|----------------------|-----------------------|------------------|----|
| 220134   | 高津<br>142号線    | 高津字小谷<br>738番31      | 高津字小谷<br>738番40       |                  |    |
| 300571   | 大和田新田<br>488号線 | 大和田新田字向山<br>508番2    | 大和田新田字向山<br>508番32    |                  |    |
| 400523   | 麦丸<br>19号線     | 麦丸字宮前上<br>1395番5     | 麦丸字宮前上<br>1395番27     |                  |    |
| 400524   | 麦丸<br>20号線     | 麦丸字宮前上<br>1398番78    | 麦丸字宮前上<br>1398番64     |                  |    |
| 400525   | 大和田新田<br>489号線 | 大和田新田字八幡後<br>1089番40 | 大和田新田字八幡後<br>1089番108 |                  |    |
| 400526   | 緑が丘西<br>142号線  | 緑が丘西七丁目<br>3番24      | 緑が丘西7丁目<br>3番20       |                  |    |
| 700583   | 村上<br>272号線    | 村上字境作<br>1205番32     | 村上字境作<br>1205番27      |                  |    |

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第 1 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

八千代市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 小 山 紀久朗

住 所 千葉県八千代市八千代台北

提案理由

令和 6 年 1 月 3 1 日付けで任期満了となることに伴い、次期固定資産評価審査委員会委員を選任いたしたい。

議案第 13 号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 三 橋 洋 子

住 所 千葉県八千代市八千代台北

提案理由

令和 6 年 1 月 1 8 日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会委員を任命いたしたい。